

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 8 0 号
件 名	新潟市の特別職や職員に対し市民による質問は20日以内に回答する条例制定を求めることについて
要 旨	<p>私は、職員に市政に関する質問をしたが20日以上たっても回答がありません。いつまで待てばよいかわからないから一応基準が必要です。地方自治法第242条第5項「前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第1項の規定による請求があった日から60日以内にこれを行なわれなければならない。」となっています。</p> <p>しかし、市民の質問は、市政の中でわからないことなどであり、そんなに難しいことだと思われないから、特別職や職員に市民による質問は20日以内に回答することが妥当であると思われるので、下記の事項について陳情します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 新潟市の特別職や職員に対し市民による質問は20日以内に回答する条例を制定すること。</p>
付 託 年月日 委員会	平成 25 年 6 月 17 日 市民厚生常任委員会
受 理	平成 25 年 6 月 7 日 第 1 1 5 号